

2024年4月12日

福井市

市長 西行 茂様

反貧困連絡会

代表委員 鈴木 孝典

生活保護制度の運用についての要望書

日頃より住民のいのちと暮らしを守るためご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、3年以上に渡ったコロナ禍は、暮らしの様々な分野で貧困と格差を広げました。さらに、一昨年より急激にすすんだ異常円安は、食料品や燃料の価格を押し上げ、生活困窮者、中でも生活保護受給者を苦しめています。以前の国会で、コロナ禍で経済的に苦しむ国民への支援策を問われた当時の菅首相は、「最後は生活保護制度がある」と答弁し、同じく当時の厚生労働大臣は、「生活保護制度は国民の権利であるので、困窮した時は迷わずに申請して欲しい」と述べました。その後、厚生労働省のホームページにも同趣旨の呼びかけが掲載されました。しかし、このような状況でも生活保護制度の利用については、扶養照会のあり方など、私たちにとって看過できない問題が残されています。また、昨年のご承知のように群馬県桐生市で、受給者の人権を無視した生活保護行政がおこなわれていたことが明らかになりました。

生活保護の捕捉率は2割から3割程度と言われ、貧困に悩む市民のうち、7割から8割は生活保護基準以下で暮らしていることとなります。貧困から脱出するためには、住居や医療の確保、また、就業による自立などが必要です。そのため、現場で貧困に悩む市民と向き合い、これまでどおりに、福井市の行政がしっかりと市民と向き合い、貧困問題の改善に向けて適切な運用を継続されることを願い、以下の要望をするものです。

記

1. 生活保護申請について

- ・生活保護受給希望者には制度の内容を正しく説明し、申請はもれなく受付てください。

2. 扶養照会について

- ・扶養照会が保護の要件ではないことを明確にし、本人が希望しない場合には扶養照

会をしないでください。

3. 生活保護基準について

- ・2023年度は生活保護基準の改定が行われましたが、この間の物価高を反映した改定にはなっていません。この間の物価上昇に対応する内容で引き上げるように国に要請をしてください。

4. 冬季加算について

- ・この間の政情不安に加わり、昨年一気にすすんだ異常円安によって灯油や電気など暖房にかかるコストが大きくなりました。11月から4月に給付されている冬季加算を増額することを国に要請してください。

5. 市営住宅について

- ・市営住宅を住まいのセーフティーネットと位置付け、身寄りのない高齢者が入居しやすくなるために、市営住宅の入居時に連帯保証人を不要としてください。

6. 賃貸住宅の更新料について

- ・賃貸住宅の更新料について、住宅扶助で給付できることを受給者に案内してください。

7. 移送費と自家用車の保有について

- ・生活保護受給者は基本的に自家用車を処分して生活費に充てることになっています。受給者が公共交通機関を利用して受診するための交通費を移送費として給付してください。同時に、福井のような地方都市では自家用車が生活の必需品であり、就業など自立に向かっても必要です。よって生活保護受給者の自家用車の所有に関しては緩和するよう国に求めてください。

8. 健康で文化的な最低限度の生活の実現について

- ・今日、「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するためには、エアコンや冷蔵庫、洗濯機などの大型で高価な家電製品が必要です。しかし、これらが故障した時に、そもそも「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために給付されている「生活扶助」では買い替えは不可能です。国は、「毎月の生活扶助を積み立てて計画的に買い替える」ことを指導していますが、毎月の生活扶助を積み立てることは、毎月の生活が「健康で文化的な最低限度の生活」を下回ることになります。これらの生活に必要な大型家電製品が故障した時に、家具・什器費、住宅維持費を活用して買い替えを援助してください。同時に、生活扶助費の算定には家具や電化製品の修繕

や買い替えのためにどの程度を推計しているのか教えてください。

9. 自動車の運転について

- ・福井市の「生活保護のしおり」には「自家用車（軽自動車・バイクを含む）は原則として保有も運転も禁止」と記述されています。運転を禁止する理由と根拠を明らかにしてください。また、禁止の中に、「他者の便宜のために他者からの依頼による運転」は含まないでください。

10. 滞納処分について

- ・生活保護受給者が受給前に国保税や住民税などを滞納していた場合は、速やかに滞納処分の停止をおこなってください。また、滞納処分停止中の受給者に対し、滞納分の納税を求めないようにしてください。

以上